

山梨県農政部情報共有システム試行要領

(目的)

第1条 この要領は、山梨県農政部が発注する工事及び業務委託において、受発注者間の事務の効率化ならびに生産性向上を図るために利用する、情報共有システムの試行に関して必要な事項を定める。

(情報共有システム)

第2条 この要領における情報共有システムは、受発注者間の書面のやりとりや情報の共有を電子的に処理することが可能なICT技術を活用した情報共有システム（グループウェア）をいう。

(対象工事等)

第3条 本要領の対象とする工事（以下「対象工事等」という。）は、山梨県農政部が発注する全ての工事及び業務委託とする。

対象工事等のうち、工事については全ての発注において「基本適用型」とし、業務委託については全ての発注において「受注者希望型」とする。ただし、現場条件等の理由により情報共有システムの利用ができない場合は、対象外とすることができる。

(電子的に授受する書類)

第4条 情報共有システムにより電子的に授受する書類（以下「電子書類」という。）は、別表のとおりとする。ただし、これによりがたい場合は、受発注者が工事または業務着手時に別表に基づき協議して決定する。

(電子書類の決裁)

第5条 電子書類の決裁は、情報共有システム上で行うものとする。但し、電子化を行わない書類の決裁は、従前の方法によるものとする。

(検査)

第6条 情報共有システムで処理を行った帳票は、完成（中間）検査において電子データで活用することができる。

(電子納品)

第7条 この要領に基づき作成した電子書類は、「山梨県農政部電子納品要領」に基づき電子納品を行うものとする。

(対象工事等の明示)

第8条 当該要領を適用する場合は、「基本適用型」または「受注者希望型」のいずれかとし、公告文及び特別仕様書中に当該要領の対象工事等であることを明示する。

- ・基本適用型：受注者から何らかの理由により、情報共有システムを利用しないことについて、申し入れがあった場合は、発注者との協議により対象外とすることができる工事
- ・受注者希望型：受注者の希望により情報共有システムの利用が可能である業務委託

(情報共有システムの選定)

第9条 利用する情報共有システムのサービス提供事業者の選定は、別紙「山梨県農政部情報共有システム機能仕様書」に適合しているものの中から、受発注者が協議して決定する。

(情報共有システムの利用に係る費用)

第10条 情報共有システムの利用に係る費用は、共通仮設費または諸経費の率計上分に含まれるものとする。

(情報漏洩の防止)

第11条 受発注者及び情報共有システムのサービス提供事業者は、互いにデータの流出・改竄防止、個人情報の保護に万全を期すものとする。

(その他の事項)

第12条 本試行要領に定めがない事項に関しては、「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(国土交通省)及び「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省)を準用するほか、受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

この要領は、令和6年12月1日から施行する。

別表 提出書類一覧表

【工事】

提出書類	添付書類	システム利用の可否	情報共有システム利用時の処理
工事打合簿(様式1)		可	原則として、情報共有システムの決裁機能を利用する。
施工計画書		可	
再生資源利用計画書		可	
再生資源利用促進計画書		可	
イメージアップ(計画書)		可	
設計図書の照査確認資料		可	情報共有システムの決裁機能の利用を基本とするが、所属長決裁を要する工事打合簿は、紙とシステムの併用決裁も選択可能とする。
工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)		可	
工事測量成果表 (設計図書との照合)		可	情報共有システムの決裁機能の利用を基本とするが、所属長決裁を要する工事打合簿は、紙とシステムの併用決裁も選択可能とする。
施工体制台帳		可	
施工体系図		可	
下請施工体系図		可	
品質規格証明書 (材料承認願)	試験成績表 性能試験結果 ミルシート等	可	システム提出書類は複製を可とする。 原本は監督員が提示を受け、原本性を確認した後に発注者の決裁を伺う。
	見本片	可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。 現物は監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
段階確認の日時調整		可	
段階確認願に添付する 社内検査結果		可	社内検査員の押印に替えて、情報共有システムの決裁機能を利用してもよい。
土・休日・夜間作業届		可	
工事履行報告書		可	

提出書類	添付書類	システム 利用の可否	情報共有システム利用時の処理
建設機械使用実績報告書		可	
工事事故報告書		不可	工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、速やかに工事事故報告書を提出する。
創意工夫		可	システム提出書類は複製・電子写真・電子カタログを可とする。原本や見本片は、監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
関係官公庁協議資料	許可書写	可	
打合せ議事録		可	
工法変更		可	情報共有システムの決裁機能の利用を基本とするが、所属長決裁を要する工事打合簿は、紙とシステムの併用決裁も選択可能とする。原本や見本片は、監督員が提示・提出を受け、適合を確認した後に発注者の決裁を伺う。
数量変更		可	
材料変更		可	
現場条件の相違		可	
監督員が指示するもの		可	
工事書類	添付書類	システム 利用の可否	情報共有システム利用時の処理
出来型管理図表		可	
品質管理図表		可	
出来形数量計算書		可	
品質規格証明書		可	
再生資源利用実施書 建設資材搬入工事用		可	
再生資源利用促進実施書 建設副産物搬出工事用		可	
監督員が指示するもの		可	

【業務委託】

提出書類	添付書類	システム 利用の可否	情報共有システム利用時の処理
業務打合せ簿（様式-2）		可	
業務計画書		可	
打合せ記録簿		可	
履行報告書		可	
業務報告書		可	
再委託体系図		可	
立会記録		可	
事故報告書		不可	業務の実施中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出する。
変更協議		可	情報共有システムの決裁機能の利用を基本とするが、所属長決裁を要する業務打合せ簿は、紙とシステムの併用決裁も選択可能とする。
照査報告書		可	
関係機関協議資料	許可書等	可	
監督員が指示するもの		可	
その他		可	上記のほか、業務打合せ簿により提出を要するもの
成果品			
報告書		可	
図面		可	
監督員が指示するもの		可	